

コメ等穀類の豪州への輸入禁止措置導入（9月3日から実施）

2020年9月2日
在ブリスベン総領事館

●豪連邦農業・水・環境省は、害虫侵入防止の緊急措置として、9月3日より、引越貨物別送品(UPEs: Unaccompanied Personal Effects、いわゆるアナカン)及び自己査定通関(SAC: Self-Assessed Clearance))におけるコメ等穀類の豪州への輸入禁止措置を導入する旨発表しました。

豪連邦農業・水・環境省は、穀類の害虫(ヒメアカカツオブシムシ: khapra beetle)の豪州への侵入防止を徹底するための緊急措置として、2020年9月3日より、コメ等18種の穀類の引越貨物別送品(UPEs、いわゆるアナカン)及び自己査定通関(SAC)としての輸入を原則禁止すると発表しました。

詳細については、下記農林水産省植物防疫所のHPで解説されておりますので、ご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/oc/australia/index.html>

なお、豪州への入国者が携行する穀類については、従来通り入国時に申告し、検疫官の指示にしたがって検査を受けることとなりますが、豪連邦農業・水・環境省のHPによれば、2020年9月下旬を目途に、携行荷物及び郵便小包での輸入も同様に禁止する計画とされています。

本件に関する原文は以下(英文)をご覧ください。

・豪連邦農業・水・環境省HP

<https://www.agriculture.gov.au/import/industry-advice/2020/134-2020>

<https://www.agriculture.gov.au/pests-diseases-weeds/plant/khapra-beetle/urgent-actions>

・世界貿易機関(WTO)HP

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NAUS502A1.pdf&Open=True>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>